執行を決定する機関において、

一般投資家の投資判断に影

とについて決定をした」という要件に該当するには、業務 六六条二項一号タ)における「業務上の提携」を「行うこ

響を及ぼす程度の具体的内容をもつものが決定されている

一〇号

判 例 研

平成二九年改正前金商法一六六条二項一号ヨにおける 「業務上の提携」を「行うことについて決定をした」

(商法 六三六

において、一般投資家の投資判断に影響を及ぼす程度 という要件に該当するには、業務執行を決定する機関

に具体的内容をもつものが決定されている必要がある

とした事例

金融・商事判例一六四八号三三頁、 令和三年(行コ)第三一号課徴金納付命令処分取消請求控訴事件 東京高判令和三年一一月二四日

平成二九年改正前金商法一六六条二項一号ヨ(現行法一 必要がある。 [参照条文]

判示事項

金融商品取引法一六六条一項一号・二項一号タ(平成二九

号、 年改正前は二項一号ヨ)、金融商品取引法施行令二八条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令四九条一項

107

八号三三頁以下に合わせる (当事者・関係者の表記は金融・商事判例一六四

場に上場している。Xは、 発・製品開発等を目的とする会社であり、 株式会社A(モルフォ) 平成二七年一月以降、 は、 画像処理技術 東証マザーズ市 0) Aの取締 研 究開

かった。

役を務めていた。株式会社B

(デンソー) は従前より、

画

ることを検討していた。 いたこともあり、これを研究する会社と共同して製品化す 販売することを考えていたが、 像認識技術を組み込んだ車載カメラ等を自動車メーカーに 自社における研究が遅れて

- AとBは打合せをすることになった。 ナーを通じてAの代表取締役である乙山を紹介してもらい、 の技術者である丁田は、 平成二七年五月(以下の日付はすべて平成二七年)、B 半導体メーカーの主催するセミ
- 担当者による打合せが行われた(以下の打ち合わせはすべ ③ 六月一五日、 る交渉が重ねられ、 てAとBの打合せである)。その後もAとBの担当者によ (秘密保持契約) が締結された。 Aの事務所において、 AとBの間には七月二九日にNDA Aの担当者とBの
- 八月四日 Aの事務所におい て、 打合せが行われ た

合意した。同日、これは公表された。

受けて、「わかりました」などと言い、Xも異議を述べな を判断したい旨の要望をした。 を複数進め、 (乙山は出席していない)。 その結果を踏まえて共同開発が実現できるか B側は、 乙山はこの打合せの報告を 小規模のプロジェ

⑤ X ば、 Aの株式を八月二四 日に二〇〇株、 同二六 H

二〇〇株それぞれ買い付けた。 価しており、今後については協議・検討をしたうえで連絡 (乙山は出席していない)。 ⑥ 八月二六日、Bの事務所において、 B側からは、 打合せが行 Aの技術を高く評

わ

n

をすることが伝えられた。

ることなど(本件提携) AがBに対してその発行済株式総数の五%の株式を発行す 合せを行った。九月二四日以降もAとBの交渉は進められ、 ⑧ 九月一八日、乙山とXらは、 な協業」を検討している旨が伝えられた。 行った。そこでB側から、 (乙山は出席していない)。 ⑦ 九月一一日、Aの事務所において、 を一二月一一 本件打合せ後、 Aに対する「出資及び中長期 右提案の回答のため 日に開示することに 打合せが行 出席者は会食を わ 0) ħ 打 た

(2) 「乙山は、

Aの創業者であり、

A設立以降、

代表取締

五頁参照)_

科版商事法務四四五号 一一五頁、金融・商事判例一六四八月二六日に行われた A株式の買付けは、Aの業務執行を決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の提携を行うことについての決定する機関がBとの業務上の関付けは、Aの業務執行を決定する機関がBとの業務上の関付けは、Aの業務執行を決定する機関がBとの表面による人工の表面による。

たことからすれば、乙山は、他の取締役と比較してAの意思決定について大きな影響力を有していたということができる。」
「Aにおいて、乙山は、本件提携について、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことができる機関であったといえる。」

役を務めていたこと及び認定事実……のとおり、

乙山は、

Aの発行済み株式総数の約一割を保有する筆頭株主であ

争点②:「業務上の提携」を「行うことについての決定」

の時期

(1)「金商法一六六条一項が、上場会社等の役員等につき、

同条二項一号所定の上場会社等に係る業務等に関する重要

らない旨規定しているのは、同号所定の重要事実が投資家れば当該上場会社等の特定有価証券等の売買等をしてはな事実を知った者が、当該重要事実の公表がされた後でなけ

社等の内部情報を一般投資家より早く、よりよく知ることの投資判断に影響を及ぼす者であることを踏まえ、上場会

ができる立場にある者が、一般投資家の知り得ない内部

を著しく害し、一般投資家の利益と証券取引市場に対する買等をすることは、証券取引市場における公平性、公正性報を不当に利用して当該上場会社等の特定有価証券等の売

機関」の意義

(1)「金商法一六六条二項一号所定の「業務執行を決定す

争点①:金商法一六六条二項一号の「業務執行を決定する

頁) は、

以下のように判示をした。

裁平成一一年六月一○日第一小法廷判決・刑集五三巻五号を行うことのできる機関であれば足りると解される(最高ず、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定る機関」は、会社法所定の決定権限のある機関には限られ

される。 信頼を著しく損なうことになることとなるからであると解

提携」、すなわち、仕入れ・販売提携、生産提携、技術提た」とは、業務執行を決定する機関において、「業務上の所定の「業務上の提携」を「行うことについて決定をしこのような趣旨に鑑みると、金商法一六六条二項一号ヨ

携及び開発提携等、会社が他の企業と協力して一定の業務

一一年六月一○日第一小法廷判決、最高裁平成二三年六月れることが必要であり、「業務上の提携」として一般投資れることが必要であり、「業務上の提携」として一般投資のでなければならないと解すべきである(前掲最高裁平成のでなければならないと解すべきである(前掲最高裁平成のでなければならないと解すべきである(前掲最高裁平成二三年六月

成果に基づく製品・サービスのマーケティングにおける提ラー等の車載機器に関する研究開発及び③上記研究開発の技術を始めとする各種画像処理技術を応用した、電子ミ技術の車載機器への適用に関する基礎的研究、②画像認識(2)「本件提携は、①ディープラーニングによる画像認識

六日第一小法廷判決・刑集六五巻四号三八五頁参照)。」

携を内容とする業務提携を行うこと並びに第三者割当増資

Bに対しAの普通株式二六万一八○○株を割り当

携の規模や内容に関する話がされた形跡はないこと、また、

のであるから、本件提携は同号ヨ所定の「業務上の提携」てることを内容とする資本提携を行うことを内容とするも

に該当する。」

「六月一五日の打合せは、新たな車載カメラ等の販売を下六月一五日の打合せは、新たな車載カメラ等の販売を実施したいと考えたBが、Aの技術について直接話を聞きおいて、業務上の提携について、一般投資家の投資判断において、業務上の提携について、一般投資家の投資判断において、業務上の提携について、一般投資家の投資判断において、業務上の提携について、一般投資家の投資判断に対された形跡はないことを踏まえると、同日時点で、Aにおいて、業務上の提携について、一般投資家の投資判断に対して、大学の表表をはできない。」

月四日の打合せのやり取りでも、BからAに対して業務提的な成立性を見極めたい等とする程度で、Aとの業務提携たものであるところ、この時点でも、Bにおいては、技術たものであるところ、この時点でも、Bにおいては、技術の成成立性を見極めたい等とする程度で、Aとの業務提携のな成立性を見極めたい等とする程度で、Aとの業務提携の規模や内容について具体的に検討された形跡はなく、八の規模や内容について具体的に検討された形跡はなく、八の規模や内容について具体的に検討されたことをいる。

がされたということはできない。」
「日時点で、Aにおいて、業務上の提携について、一般投同日時点で、Aにおいて、業務上の提携について、一般投ほど詳細な報告がなされていなかったことを踏まえると、ほど詳細な報告がなされていなかったことを踏まえると、

納付命令を違法とした。これを国が控訴したのが本判決で平成二七年八月四日であるとは認められないとして、本件携」を「行うことについての決定」をした時期は遅くとも

原判決は、

Aの代表取締役である乙山が「業務上の提

[判 旨]

控訴棄却(確定)

その理由は、

次のように補正し、

当審における控訴人

とおりであるから、これを引用する。」の主張に対する判断を付加するほか、原判決の……記載の

て、

「それが〔筆者注:「業務上の提携」を「行うことについ加える。

ての決定」をしたこと〕一般投資家の投資判断に影響を及

て取引規制府令が当該基準として……定めを設けているこ府令で定める基準に該当するもの」を除外し、これを受けに及ぶものであるとともに、金商法一六六条二項一号ヨがに及ぶもの投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣に及ぶものであるとともに、金商法一六六条二項一号ヨがに政ぶもの投資判断に及ぼす影響が軽微なものと解するのが相当にすべきものであるという観点から、ある程度具体的な内ぼすべきものであるという観点から、ある程度具体的な内にすべきのであるという観点から、ある程度具体的な内にすべきのであるという観点から、ある程度具体的な内にすべきのであるという観点がら、ある程度具体的な内にすべきのであるという観点がら、

争点② (2) に関する、遅くとも平成二七年八月四日ま

ついての見込みの具体性がある程度考慮されるべきものと該「業務上の提携」が当該会社の売上高に与え得る影響にとからすると、上記の具体的な内容の程度については、当

解される。」

でに「業務上の提携」を「行うことについての決定」がな

点において、Bとの交渉、検討等に係る作業は、Aにおい「……本件についてみると、平成二七年八月一〇日の時されたとする国の主張について、以下のように判示する。

内容を伴い得るものとは認識されていなかったものと認め置付けられており、他社に対する営業活動に比して格別の

域を出ず、他の会社に対する営業活動と同程度のものと位

通常の取引における顧客獲得に向けられた営業活動

程度の段階にあったBとの交渉、検討等に係る作業に関し、 携」を「行うことについての決定」がされていたとはいえ の具体的な内容を持つものとしてのBとの て、 、 月四日の打合せの結果の報告内容を了承する趣旨のもの ń 加えて、 Aにおいて一般投資家の投資判断に影響を及ぼす程度 そうであれば、それに先立つ同月四日の時点にお 同日の乙山による本件回答が、上記のような 「業務上の 提

との「業務上の決定」に向けた作業をAの業務として「行 うことについての決定」をしたものと見ることができない にすぎないものとみられることからして、これをもってB 原判決の…認定説示したとおりである。」

研

本判決の位置付け

式の取得 月二一日資料版 付命令決定を取消す判決が出ている(東京地判令和四年 連する裁判例として、 課徴金納付命令の取消しを認めた事案である。 反 本判決は、 (金商法一六六条一項一号・二項一号タ) を理由とする (インサイダー取引規制違反) モルフォの取締役のインサイダー取引規制違 / 商事法務四六二号一二一頁。 モルフォの従業員持株会を通じた株 に関する課徴金納 同判決の評 本判決に関

> がいくつかある 討 判例は、本判決と前述した東京地判令和四年一月二一日以 争点となり、この点に関する金融庁の判断を覆した公刊裁 決判批」金融・商事判例一六二八号(二〇二一年)六頁注 本判決以前にも、課徴金納付命令の取消しを認めた裁判 イダー取引に対する課徴金納付命令処分取消請求事件の検 「業務上の提携」を「行うことについての決定」の時期が を参照。いわゆる公募増資にかかる事案が多い) 資料版 /商事法務四六三号(二〇二二年)一三一頁 (近時の裁判例について、上田真二「原判

は www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2018/21.pdf》:以下で 成二八年度 「金融庁○頁」として引用する)も適宜参照しながら 以下では、金融庁による課徴金納付命令の決定要旨 (判)金融商品取引法違反審判事件《https:// 爭

外にはないようである

= 「業務執行を決定する機関」

本判決の検討を進める

の約一〇%を保有する乙山を金商法一六六条二項 「業務執行を決定する機関」に該当すると判断する。 本判決はまず、Aの代表取締役であり、 その発行済株式 一号の

釈として、

仲卓真「モルフォ従業員持株会を通じたインサ

意義を、

会社法の「機関」(会社法上の「機関」の意義

法務、

九八九年)

五二頁参照

本判決は、

Aの代表取締役である乙山が、

と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であ 月一 れば足りると解される」とする解釈を示している。 定権限のある機関には限られず、実質的に会社の意思決定 庁一九頁)。本判決が引用するように、最判平成一一年六 とする) ○日刑集五三巻五号四一五頁(以下「最判平成一一 業務執行を決定する機関」について、「商法所定の決 金融庁審判も同様の判断をしている 当時の証券取引法一六六条二項一号にい (金融

点については、

定 項。 当ての方法による業務提携を行う場合には、取締役会決議 項五号)) が必要となる。本件では、公表日と同日の一二 による募集事項の決定 (会社法一九九条一項二項・二〇一条一項・三〇九条二 特に有利な払込価額である場合には株主総会による決 (公開会社) において、 (会社法一九九条一項・二〇一条一 本件のように第三者割

決定する機関」によって「業務上の提携」を「行うことに pdf》)。形式的にみれば、 https://ssl4.eir-parts.net/doc/3653/tdnet/1310640/00 月一一日に取締役会決議が行われている(モルフォHP いての決定」がなされたと考えることもできる。 かしながら、 金商法上の この決議をもって、「業務執行を 「業務執行を決定する機関

> 法務、 について、 把握する必要はない(川口恭弘「最判平成一一年判解」 二〇一三年)五-六頁〔岩原紳作〕参照) 岩原紳作編 『会社法コンメンタール7』 と同様に (商

田秀樹=神作裕之編『金融商品取引法判例百選』

(有斐閣

二〇一三年)一二〇頁参照。 を及ぼすのかという観点から」(黒沼悦郎 定であればその事実が一般投資家の投資判断に著しい影 批」志學館法学二三号(二〇二二年) 一五〇頁)。「誰の 【第二版】』(有斐閣、 二〇二〇年)四四一頁)、 また、 河野総史「原判決判 『金融商品 引

上の「業務執行を決定する機関」を把握するべきである。

法

Ξ 長」は「業務執行を決定する機関」と評価できることが 決定する機関」といえるだろうか。 それでは、A社の代表取締役である乙山は 乙山が「業務執行を決定する機関」であるといえるか いわゆる「ワンマン社 「業務執行を

れは個別の事案を踏まえて判断せざるを得ない問題であ 意思決定が誰によって行われたのかが問題であるので、 (横畠裕介『逐条解説インサイダー取引規制と罰則 (商

いと考えられるが

(黒沼・前掲四四一頁参照)、

実質的

113

①その設立以

として行うことができる権限があるかによって、「業務執 社の業務として行う旨を決定したことをいう」とする。こ 実としての「業務上の提携」に関してどの程度の影響力を であると限定的に解釈する必要はない いては、 摘する(同一三頁))という点が問題となる。この点につ 行を決定する機関」を認定しているように見えます」と指 の実施に向けた調査、 (二〇二一年)を参照。 取引規制について」金融商品取引法研究会研究記録七七号 は 向けた作業を含むものであるのか(前掲・最判平成一一年 定へと向けられたものを意味するのか、それとも、それに 定へと導いたのか)である。また、最終的な会社の意思決 行使したのか(実質的な決定をした、 を保有する筆頭株主であったことに言及する。しかしなが しも最終的な会社の意思決定そのものへと向けられたもの 行うことについての決定」とされていることから、 問題に関する詳細な検討として、宮下央「インサイダー 株式の発行それ自体や株式の発行に向けた作業等を会 重要なのは以上のような形式的な面ではなく、重要事 金商法の文言上は「行うことの決定」ではなく 準備、 近時の課徴金事例は「当該各事項 交渉等の諸活動を会社の業務 あるいは実質的な決 (黒沼 ・前掲四四 必ず

> 頁参照)。 本判決は、

来の代表取締役であること、②発行済株式総数の約一〇%

こと(九月一八日の打合せ)をもって、乙山をAにおける となる)重要事実の認定と併せて、「業務執行を決定する 提携」を「行うことについての決定」を実質的に誰が行 機関」を認定する必要があるように思われる。この問題は に影響を及ぼすことになる(インサイダー取引規制 たのかということである。 かしながら、ここでの問題は重要事実としての「業務上 実質的な「業務執行を決定する機関」と認定してい の(Bとの)交渉担当者とその内容を決定しているとい 回答にあたって取締役会を招集することなく、Xおよび いること、および、②Bからの資本提携に関する提案へ ①AとBの交渉の過程を逐一乙山に報告して 四・五でみるように、 投資判 の対象

いての決定」の意義 重要事実としての 「業務上の提携」を「行うことにつ

四

六で再検討する。

場会社が業務提携の話合いをしているということは一般的 であるといわれ、 ての決定」をした時期について検討する 次に、本件における「業務上の提携」を「行うことにつ 重要事実の決定をあまりに早い段階で認 (争点②)。

11

それ」(上田・前掲五頁)があり、 定することは、 「正常な取引まで禁止される過剰規制 望ましいものとはいえ 0 お

(岩原紳作ほか 『金融商品取引法セミナー 開 示制

度・不公正取引・業規制』

(有斐閣、二〇一一年) 三六四

に限定していることからしても、どの段階でそのような の適用対象について、 ―三六五頁における議論参照)。金商法一六六条二項がそ 軽微基準に該当しない「重要事実」

「重要性」を獲得したのかを見極めることが必要となる。 本判決は、 重要事実の判断に関して、「一般投資家の投

資判断に影響を及ぼすべきものであるという観点から、

あ

る程度具体的な内容を有するものであることを要するも

目田 であり 裕 |原判決解説] ビジネス法務二一巻七号(二〇二一 (原判決におけるこの表現の意義について、木

解される」(この点は本判決で付け加えられた)とする。 ついての見込みの具体性の程度等が考慮されるべきものと た)、より具体的に 八〇頁。また、 「当該会社の売上高に与え得る影響に 本判決と同様の判断枠組みを採用し

以上の た Ŀ 価できる 判断枠組みは、重要性の要件を適切に反映させたも 田 金融法務事情二一 前掲五頁は、 (木目田 八八号 (二〇二二年) 三六頁。ま 原判決の示した判断枠組みについ ・前掲七九頁、 永山皓太「原判決

> べ 沿って、そのような信頼を失わせる危険がある行為のみを ることを防止するというインサイダー取引規制 市場の公正性、 令和四年一月二一日について、 て、「個別の事案に即した実質的判断が可能になる」と述 る。 本判決の同様の判断枠組みを示した前掲・東 健全性に対する一般投資家の信頼を失わ 仲・前掲一三七頁も 0 目 京地 証 的

適切なものである」と評価する)。

規制しようとするものであるので、

その目的との関係では

のないことであるといえる。 クマールとする現行の金商法の解釈としてはある程度仕 の反面で、当事者の予測可能性を害することになることが 「重要事実」であるか否かをインサイダー取引規制のメル 柔軟な対応が可能な判断枠組みであるということは、 他方で、本判決の「実現 可 そ 方

になる」(黒沼・前掲四四二頁) 段階で初めて投資者の投資判断に著しい影響を与えるもの な学説が指摘するように、 る部分は、 適切であるとはいえないように思われる。 「実現可能性が相当高くなった のであり、 実現可 能 性

性があることが具体的に認められることは要しない」とす

踏まえた重要性の判断が必要となろう 荻野昭 一「インサイダー取引規制に係る決定事実 (様々な考慮要素に

とその判断基準」

経済学研究

(北海道大学) 六二巻一

0

いって、

ζ,

(二〇一二年) 七頁以下の議論を参照)。

月

五 以上の検討を踏まえて、本判決の当てはめの部分をみて 「業務上の提携」を 「行うことについての決定

がどの段階で決定されたのか、どの段階で重要事実といえ

前述のように、重要事実としての「業務上の提携

で進められた交渉について、「顧客と共に研究テーマを検 (二〇二二年) 五〇—五一頁参照)。 求められる(永山・前掲三七頁、 結論の違いは、Aのビジネスモデルに関する理解の相違に てなされたとは認めなかった。この金融庁審判と本判決の とについての決定」が「業務執行を決定する機関」にお 段階では、 る水準を満たしたのかが問題となる 取引法の開示不正・不公正取引」 本判決は結論として、金融庁審判を否定し、八月四日 重要事実としての「業務上の提携」を「行うこ **垰尚義** = 工藤靖 本判決は、八月四日ま 商事法務二二八九号 「金融商 0

> 了解のもとで作り上げられてきたものと認められることな 号五〇— どからすると、八月四日の時点において、本件業務提携の 絡をとり、 体的に認められること、これら一連の事情は、AとBが連 てのやりとりの状況、今後の進行についての日程などは具 打合せに関するA及びB内部での協議内容、 五日の打合せで協議された業務、 Ħ. 進行等についての認識を共有しながら、 一頁参照)。これに対して、 技術、 金融庁審判は、 技術面につ 製品の内 双方、

実現可能性が全くあるいはほとんど存在しないという状 まった段階で、重要事実の決定がなされたと認定してい としている。金融庁は、 ではなかったことは明らかである」(金融庁二五―二六頁) AとBの間で具体的な交渉が

同研究による新技術の開発には、 渉では、B側から技術的な要望がなされたに過ぎない。 といえるが、事実認定からも明らかなように八月四日の 事前の技術的な擦り合わ

技術を詳細に説明する際には必ずNDAを締結しており デルを考慮することなく(認定事実によれば、 るを得ない 提携」を決定したとする金融庁審判は、 日の打合せの内容をもって、 (仲・前掲一三六頁参照)。六月一五日と八月 重要事実としての Aのビジネスモ Aは自社の

号四〇

应

頁

原判決について金融

·商事判例一六四八

位置付けている あることから、

(ソフトウェア等)を開発するもの

(共同研究・開発)」で

新しい技術

せが必須であり、

ある程度具体的な内容を含む交渉をせざ

Aの通常のビジネスモデルに属するものと (本判決について金融・商事判例一六四

> 0) 几

エンジニア等のリソースを融通し合い、

この点について筆者は、

六月一五日以降

0)

連の交渉を

月二一日判決参照)。

経て資本提携が合意に至ったことは否定しないものの、本

適切なものとはいえない。一社との間でこれを締結していた)判断されたものであり、本件が問題となった平成二七年六月から一○月の間にも三

六 資本提携の提案の位置付け

ては、 判断することが適切であったのか疑問が残る」(上田 掲六頁)として、 とが適切であるように思われる」「「質的に異なるもの」と 最近のインサイダー取引関連判決からみる実務上の留意 同開発に向けた交渉と九月一一日以降の資本提携を含む交 本提携をインサイダー取引の対象となる重要事実としての 「業務上の提携」と判断する。そして、八月四日までの共 最後に、本件における重要事実としての「業務上の を「行うことについての決定」をした時期につい 評釈では、 経理情報一六一三号(二〇二一年) 「質的な違い」があることを指摘する(この点につい 上島正道「モルフォ、ドンキホーテの事案をもとに 本判決は、 「一連の流れ(一つの事実)としてみるこ やや批判的な見方がなされている。 一二月一一日に公表されたAとBの資 四七頁も参照)。 て検 前 提

なわち、 ر ۱ 件における重要事実の認定に関しては、 であるということになろうか 提携」を「行うことについての決定」は、 を決定する機関」によって、 ということができる 携」としての具体性とその実現可能性が相当に高くなっ な協業の提案によって、重要事実としての「業務 に対して、九月一一日にBからAへの出資および中長期 該当する可能性は否定できないようにも思われる)。これ もっとも、 にすぎない には該当しない、Aの通常のビジネスモデルに属する交渉 階では、金商法一六六条二項一号の定める個々の列挙事 携に該当する可能性は否定できないが、少なくともこの できるか否かについての擦り合わせが進行しているに止 その後の交渉によって、 が極めて重要な点であったのではないかと考える。 八月四日までの打ち合わせでは、 バスケット条項(金商法一六六条二項四号)に (永山・前掲三七頁、 仲・ 前掲一三六頁参照)。「業務執 重要事実としての業務上 重要事実としての「業務上 (前掲・東京地判令和 仲・前掲一三六頁参照。 この 共同開発が実現 九月一一日以降 質的 上 な違 0 0

堀井 拓也

(付記)